

# 民生福祉常任委員会記録

令和2年4月24日

【開催日】 令和2年4月24日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時40分～午前10時50分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

病院事業管理者	矢賀 健	病院局事務部長	國森 宏
病院局事務部次長	和氣 康隆	病院局総務課主幹	藤本 義忠

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局主査	島津 克則
------	-------	-------	-------

【付議事項】

- 承認第5号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分について（病院）

午前10時40分 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。コロナ対策、三密対策の観点から、委員の間隔を空けていることを御了承いただきたいと思います。本日の審査ですが、まず承認第5号、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分についての説明を求めます。

矢賀病院事業管理者 それでは担当の者から詳細を説明させていただきます。

藤本病院局総務課主幹 それでは病院局から、承認第5号の山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決

処分につきまして、概要を御説明します。この度の条例改正は、令和2年4月1日から、住居手当の一部を廃止することに伴いまして、令和2年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものです。市では3月の議会で同内容の条例改正を上程し、議決を受けたものであります。市民病院においても、昨年から労働組合と協議を続けてきましたが、年度末間近になりまして、ようやく協議が整いましたので、4月1日発効に向け、専決処分を行いました。内容としましては、市と同様に職員等によって新築又は購入されたものであって、当該新築又は購入から5年を経過していないものに係る住居手当の廃止で、金額は月額2,500円です。具体的な金額や条件等につきましては、当該条例ではなく、山陽小野田市病院局企業職員の給与に関する規程第24条に規定されております。以上で承認第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

大井淳一郎委員長 ただいま説明がありましたが、皆さんのほうで質疑があれば挙手をお願いしたいと思います。

河崎平男委員 この住居手当の支給件数はどのぐらいあるんですか。

和氣病院局事務部次長 支給件数につきましては7名に支給がありまして、それが4月になり廃止となっています。

矢田松夫委員 労働組合と話をされましたが、労働組合と一番もめたところ、障害になったところはどこなんですか。

和氣病院局事務部次長 労働組合とは、この案件だけで交渉しているわけではなく、複数の案件をいろいろ交渉しているわけなんですけど、これに関しましては、特に障害となったところはなかったと記憶しています。

矢田松夫委員 それから、先ほど第24条の件について言われましたけど、これは新旧対照表の別に定めるところが24条というふうに解釈していいんですか。

和氣病院局事務部次長 別に定めるものがこれに当たります。

矢田松夫委員 新旧の改正後にもありますけれど、改正前もありますけど、別に定めるところによるということは、第24条を参照ということではないんですかという質問なんですけど、24条と言ったらいいんですよ。

和氣病院局事務部次長 24条です。

大井淳一郎委員長 24条というのは、この中の24条ということですか。

和氣病院局事務部次長 この条例ではなく、この条例に基づいて細かいものを規程で定めております。規程の第24条です。

吉永美子委員 せっかくなのでお聞きしますけども、先ほど議案説明の中で、市長が言われた中には、職員等により新築又は購入された住宅とあったんです。わざわざ「等」が入っているんですよ。この意味は何でしょうか。

和氣病院局事務部次長 基本的には職員がということが多いんですが、職員の扶養親族が新築購入した場合とか、そういったものがありますので、職員等というふうになります。

吉永美子委員 自ら新築又は購入した住宅じゃないけど、扶養しているから、以前はいいよと了解されていたということですね。

和氣病院局事務部次長 規定の中に要件が定めてありますので、その該当があれば支給というふうになっておりました。

松尾数則委員 市長部局にあわせたということですが、市長部局と手当について違うといったものがほかにまだ何かあるんでしょうか。

和氣病院局事務部次長 給与制度につきましては基本的に市長部局と同じです。ただ、市長部局にはない医師とか看護師に対するものは違いがありますが、基本的には同じと考えていただいて結構です。

大井淳一郎委員長 対象人数なんですけど、7名がこの度の改正で外されるということなんですけど、今回の新しい7条の対象者はちなみに何人ですか。

今の住居手当です。旧条例でいうと（１）になるんでしょうけど。

藤本病院局総務課主幹 当初予算を編成した時点では３３名の対象者がおりましたので、それから７人を除きまして、２６名が残りの対象者です。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。承認第５号、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。以上をもちまして民生福祉常任委員会を閉じます。

---

午前１０時５０分 散会

---

令和２年４月２４日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎